令和4年第4回国東市議会定例会 提出議案

議案 第 67 号	令和4年度国東市一般会計補正予算(第8号)	Р	1
議案 第 68 号	令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第2号)	Р	2
議案 第 69 号	令和4年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)	Р	3
議案 第 70 号	令和4年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第2号)	Р	4
議案 第71号	令和4年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第2号)	Р	5
議案 第72号	第3次国東市総合計画の策定について	Р	6
議案 第73号	国東市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	Р	7
議案 第74号	国東市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について	Р	9
議案 第 75 号	国東市資金リスクマネジメント条例の一部改正について	P 2	5
議案 第 76 号	指定管理者の指定について(対象施設:国東市公共賃貸住宅及び国 東市特定公共賃貸住宅)	P 2	7
議案 第77号	和解について	P 2	8

議案11件計11件

議案第67号

令和4年度国東市一般会計補正予算(第8号)

令和4年度国東市一般会計補正予算(第8号)を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日提出

議案第68号

令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第2号)

令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日提出

議案第69号

令和4年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)

令和4年度国東市水道事業特別会計補正予算(第3号)を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日提出

議案第70号

令和4年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日提出

議案第 71 号

令和4年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第2号)

令和4年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第2号)を別紙のとおり定める。

令和4年12月1日提出

議案第72号

第3次国東市総合計画の策定について

第3次国東市総合計画を別紙のとおり策定することについて、国東市議会基本条例(平成25年国東市条例第23号)第9条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 第2次国東市総合計画(平成26年度~令和4年度)の満了に伴い、第3 次国東市総合計画(令和5年度~令和12年度)を新たに策定する必要があ るので提出する。

議案第73号

国東市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

国東市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。) 第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるも のとする。

(高齢者部分休業の承認を申請することができる年齢)

第2条 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業の承認)

- 第3条 任命権者は、高齢者部分休業を申請した職員が前条に規定する年齢に達した 日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で当該申請において示した日から高齢 者部分休業をすることを承認することができる。
- 2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(給料の調整額を含む。)並びにこれに対する管理職手当及び特殊勤務手当(月額で定められたものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(休業時間の延長)

第 5 条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間(高齢者部分 休業の承認を受けた 1 週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。)の延長の 申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に 係る休業時間の延長を承認することができる。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

- 第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を 講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分 休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。
- 2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の当該高齢者部分休業の申請理由が 消滅した場合であって、当該職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出が あったときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すものとする。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、高齢者部分休業に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による 諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員 の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定す る必要があるので提出する。

議案第74号

国東市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

国東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(国東市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 国東市職員の定年等に関する条例(平成18年国東市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条第1項中「60年」を「65年」に改め、同条第2項中「65年」を「70年」に 改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第6条から第11条において同じ。)を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「当該職員」を「当該職務」に、「その職員」を「当該職員」 に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、 「生ずるとき」を「生ずること」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」 に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「支障を生ずるとき」を「支障が生ずること」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書きに規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「期限又は」を「規定により引き続き勤務することとされた職員及び」に、「延長された期限」を「期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限」に、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の7条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(第3条第2項に規定する職を除く。)とする。
 - (1) 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)第13条に規定する管理職手当を支給される職員の職
 - (2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として任命権者が別に定める職(管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条から第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職級の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
 - (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職級に属する職又はこれに準ずる職に、降任等をすること。
 - (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職 が属する職級より上位の職級に属する管理監督職を占める職員(以下この号にお

いて「上位職職員」という。)の他の職への降任等をする場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職級と同じ職級又は当該職級より下位の職級に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、 次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後 における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条において同じ。) の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせること ができる。
 - (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の 運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職級の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職に係る管理監督職動務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職に任生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占め

ている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 12 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。)をした者(以下この条において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあ るのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62 年

令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63 年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64 年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第2項の規定 の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「70年」とあ るのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67 年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68 年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第8条第9項を次のように改める。

9 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任 用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に 適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のう ち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じ た額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時 間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額とする。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第17条第2項第2号及び第21条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再

任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第3項、第30条第2項及び第31条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

- 12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第8条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 13 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
 - (2) 国東市職員の定年等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 42 号)第 3 条第 2 項に規定する職員
 - (3) 国東市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務 している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用さ れていた職員を除く。)
 - (4) 国東市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条 第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を 含む。)を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- 14 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第 16 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 12 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額(当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第 12 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第7条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、同項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 附則第 14 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第 27 条第 5 項(第 30 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 附則第 12 項から前項までに定めるもののほか、附則第 12 項の規定による給料月額、附則第 14 項の規定による給料その他附則第 12 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

Γ

別表第1中「再任用職員」を、「定年前再任用短時間勤務職員」に、

381,000 393,000

Γ

を

381,000	393, 000
381, 500	393, 300
381, 900	393, 600
382, 300	393, 800
382, 600	394, 000
383, 100	
383, 500	
383, 900	
384, 200	

」に改める。

(国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年国東市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

第15条第2項中「時間をいう。)」の次に「又は高齢者部分休業(年齢が55歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の1週

間当たりの勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で勤務しないことをいう。)」を加える。

(国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年国東市条例第 223号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下 「職員」という。)」を「第22条の4第1項に規定する職員(以下「定年前再任用短 時間勤務職員」という。)」に改める。

第16条第2項中「時間をいう。)」の次に「又は高齢者部分休業(年齢が55歳に達した当該職員が公務の運営に支障がないと認められる場合において、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で勤務しないことをいう。)」を加える。

第19条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(国東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 国東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年国東市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国東市職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(国東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 国東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年国東市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」 を削り、「掲げる職員」の次に「及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員」を加える。

(国東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 国東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年国東市条例 第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「号給に変更することをいう。以下同じ。)」の次に「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。第4条第1項において同じ。)」を加える。

第3条第2項中「前条第2項及び第3項」を「第7条第2項及び第3項」に改める。 第4条第1項中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料 表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合及び法第 28 条の2第1項に規定する降給の」に改める。

第6条第1項中「前条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「降任」の次に「(法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この項において「他の職への降任等」という。)に該当する降任を除く。)」を、「降給」の次に「(他の職への降任等に伴う降給を除く。)」を加える。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(国東市職員の給与に関する条例附則第 12 項の規定の適用を受ける職員に係る特例)

- 5 国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第59号)附則第12項の規定 の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「と する」とあるのは「並びに国東市職員の給与に関する条例(平成18年国東市条例第 59号)附則第12項の規定による降給とする」とする。
- 6 第6条第2項の規定は、国東市職員の給与に関する条例附則第12項の規定による 降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員 には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により降給した旨の通知を行 うものとする。

(国東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第8条 国東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年国東市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年国東市条例第47号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項に規定する」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書並びに第4条第2項中「再任用短時間勤 務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条の2第1項中「条例」の次に「(平成18年国東市条例第59号)」を加える。 第17条第3項中「(平成18年国東市条例第59号)」を削る。

(国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 10 条 国東市職員の育児休業等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第42号」の次に「。以下「定年条例」という。」を加え、同条

中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第9条中「非常勤職員以外の非常勤職員」の次に「(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)」を加える。

第10条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改 正)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成 19年国東市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 国東市職員の定年等に関する条例第9条第1項及び第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

附則第2項中「第5条第1項第2号」を「第3条第1項第2号」に改める。

(国東市職員の再任用に関する条例の廃止)

第 12 条 国東市職員の再任用に関する条例(平成 18 年国東市条例第 43 号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
 - (国東市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第1条の規定による改正前の国東市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の国東市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4

月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。
- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日(以下次項から附則第 9 項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。) までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る 旧条例定年(旧定年条例第 3 条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に 新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職に あっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例 定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく 選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項 又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 2 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
 - (4) 25 年以上勤続して施行日前に退職した者(前 3 号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和 3 年改正法による改正前の地方公務員法(昭和 25 年法律第 261号)第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用することをいう。) 又は暫定再任用(この項、次項、附則第 8 項及び第 9 項の規定により採用することをいう。) 次項第 5 号において同じ。)をされたことがあるもの
- 6 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することがで

きる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改 正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達しているものを、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。)に達しているもの(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 10 前2項の任期においては、附則第7項の規定を準用する。

- 11 暫定再任用職員(附則第5項、第6項、第8項及び第9項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)の附則第7項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 12 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行 日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定 年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 15 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 16 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法 第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置さ れていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職で その職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧 条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。
- 17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- 20 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和 13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの 間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年

齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢引上が短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。
- 22 暫定再任用職員の採用のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 23 第2条の規定による改正後の国東市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」 という。)附則第12項及び第14項から第19項までの規定は、令和3年改正法附則第3 条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 24 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第6条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第8条第9項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 25 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この項のおいて「職員勤務条例」という。)第6条の規定により定められたその者の勤務時間を職員勤務条例第2条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 26 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年 前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第6条に規 定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新 給与条例第7第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級 に応じた額に、第9条の規定による改正後の国東市職員の勤務時間、休暇等に関す

る条例(以下「新国東市職員勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を新国東市職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 に伴う経過措置)

27 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第 11 条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「新派遣条例」という。)第 2 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、令和 14 年 3 月 31 日までの間、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(国東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年国東市条例第一号)附則第 5 項又は第 6 項に規定する常時勤務を要する職を占める職員を除く。)」とする。

(勤務延長している職員の経過措置)

28 当分の間、新派遣条例第2条第2項第4号の規定の適用については、同号中「延 長されている職員」とあるのは「延長されている職員(地方公務員法の一部を改正 する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は国東市職員の定年等に関す る条例等の一部を改正する等の条例(令和4年国東市条例第 号)附則第2項の規定 により勤務している職員を含む。)」と、第10条の規定による改正後の国東市職員 の育児休業等に関する条例(以下「新育児休業条例」という。)第2条第2号の規定 の適用については、同号中「勤務している職員」とあるのは「勤務している職員(地 方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は国 東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和 4 年国東市条例 第一号) 附則第2項の規定により勤務している職員を含む。)」と、第5条の規定に よる改正後の国東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第4 号の規定の適用については、同号中「延長することとされている職員」とあるのは 「延長されている職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第3条第5項又は国東市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条 例(令和 4 年国東市条例第 号)附則第 2 項の規定により勤務している職員を含 む。)」とする。

(暫定再任用職員に係る特例)

- 29 当分の間、暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして次に掲げる規定を適用する。
 - (1) 新給与条例第27条第3項、第30条第2項及び第31条第2項
 - (2) 第3条の規定による改正後の国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条第3項
- 30 この附則に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年引上げ、管理監督職上限 年齢による降任等及び定年前再任用短時間勤務職員の任用並びに 60 歳を 超える職員の給与に関する特例措置等に関し必要な事項を定めるととも に、関係条例の整備を行う必要があるので提出する。

議案第75号

国東市資金リスクマネジメント条例の一部改正について

国東市資金リスクマネジメント条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月1日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市資金リスクマネジメント条例の一部を改正する条例

国東市資金リスクマネジメント条例(令和元年国東市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「市等」を「公会計及び基金」に改め、同条第4号中「市等に属さない資金のうち、一時借入金及び歳入歳出外現金を除いた市等が管理する資金」を「市等が管理する公金以外の資金」に改め、同条に次の2号を加える。

- (11) 会計の区分原則 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条に規定する、特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で特別会計を設置することができるという予算原則をいう。
- (12) 総計予算主義の原則 地方自治法第210条に規定する、すべての収入及び支出は歳入歳出予算に編入しなければならないという予算原則をいう。

第6条中「職員が現金等を取り扱う」を「現金等取扱管理」に、「業務を対象に、内部統制体制を整備し運用する」を「方法によりリスク対応を行う」に改め、同条第1号中「現金等取扱管理」の次に「及び準公金管理に係る会計規程の整備と運用」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 準公金で行う事業が、市等の事業と認められる場合は会計の区分原則、総計 予算主義の原則等を、認められない場合は当該事業主体の公益性、管理能力等を 勘案した準公金管理方法の改善

第7条中「市長等は、」の次に「資金調達及び資金運用に係る管理規程を整備し、金融市場の変化に応じた」を加える。

第11条第1項中「関し」を「関する二次的統制者として」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 副市長、教育長及び市民病院事業管理者は、準公金管理に関する二次的統制者として、適正な内部統制が行われていることを検証するため、毎年度実地検査をし、

内部統制報告書を市長に提出しなければならない。

第12条第1項中「毎年」を削る。

第13条第1項中「及び同条第2項」及び「毎年」を削り、「付さなければならない」を「付し、同条第2項に規定する内部統制報告書及び第6条第2号に規定する準公金管理方法の改善に係る報告書(以下「準公金改善報告書」という。)を1月20日までに監査委員の審査に付さなければならない」に改め、同条第2項中「なされているか」を「なされていること」に改め、「内部統制報告書」の次に「及び準公金改善報告書」を加え、同条第3項中「内部統制報告書」の次に「及び準公金改善報告書」を加え、「毎年」を「翌年度」に改める。

第14条第1項及び第3項中「毎年」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 準公金管理方法の改善に向けて、予算原則等による見直しの枠組みを規 定するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第76号

指定管理者の指定について(対象施設:国東市公共賃貸住宅及び国東市 特定公共賃貸住宅)

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

国東市長 三 河 明 史

- 1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 国東市公共賃貸住宅及び国東市特定公共賃貸住宅
- 2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称 大分県大分市城崎町2丁目3番32号 大分県住宅供給公社 理事長 山 本 修 司
- 3. 指定管理者に指定する期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由 国東市公共賃貸住宅及び国東市特定公共賃貸住宅の指定管理者として、 「大分県住宅供給公社」を指定したいので提出する。

議案第77号

和解について

次のように和解することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月1日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 内容

国見小学校で運行するスクールバスを購入するため、令和3年10月5日に29人乗りバス2台の購入契約を結んだが、業者の都合により納期内納入が出来ず、令和4年10月31日まで納期を延ばす変更契約を行った。その為、令和4年3月中旬から現在に至るまで、業者負担により29人乗りバス2台の代車を無償提供してもらっている。令和4年12月28日までの納期で再度変更契約を行っているが、業者の不都合解消の目途がたたず、令和4年度中の納車が見込めないため、業者の契約破棄の申し入れに基づき協議した結果、以下のとおり和解したい。

2 和解の内容

- (1) 相手方は、令和6年3月31日まで無償で代車を提供する。(燃料費のみ国東市が負担)
- (2) 国東市は、相手方に違約金を請求しない。
- (3) 双方は本件に関し、今後異議の申し立てをしない。
- 3 和解の相手方 大分県中津市大字植野 93 番地 九州日野自動車株式会社 中津支店